

1.訪問看護基本療養費

基本療養費Ⅰ	看護師 理学療法士・作業療法士 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の看護師	週3日まで	週4日目以降 ※1
		1日につき	1日につき
		5,550円	6,550円
基本療養費Ⅱ	同一建物で同一日3人以上	看護師	2,780円
		理学療法士・作業療法士	2,780円
基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護 ※2	8,500円	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けたもの

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は3回）に限り算定可能

2.訪問看護管理療養費

（※当事業所は2016年4月より厚労省指定の機能強化型1ステーションとなっております）

訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・作業療法士	月の初日	2日目以降（1日につき）
		12,530円	3,000円

3.加算

24時間対応体制加算	月1回	24時間の電話相談・緊急対応等	6,400円	
乳幼児加算	1日につき	6歳未満	1,500円	
特別管理加算	月1回	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※3	5,000円	
		上記以外 ※4	2,500円	
訪問看護感染対策実施加算	初回及び30回の算定につき	感染予防策を講じた上で訪問看護を行った場合（令和3年4月から9月まで）	1,500円	
情報提供療養費	月1回	15歳未満の小児や厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方の情報を自治体に提供した場合	1,500円	
		※3、※4の状態に該当する方の情報を自治体に提供した場合		
		保育所、学校教育法で規定する幼稚園、義務教育諸学校へ情報を提供した場合		
		保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
難病等複数回訪問加算	1日につき	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付をうけた方	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円	
		週1日 特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	5,200円	
長時間訪問看護加算	週3日	15歳未満の超重症児又は準超重症児		5,200円
		15歳未満の特別管理加算対象の方		
緊急訪問看護加算	1日につき	医師の指示により緊急訪問を行った場合	2,650円	
退院時共同指導加算		入院・入所中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回	8,000円	
特別管理指導加算		退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	2,000円	
退院支援指導加算	退院当日	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	6,000円	
在宅患者連携指導加算	月1回	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	3,000円	
在宅患者緊急時カワルソ加算	月2回	患者に赴き医師と療養上必要な指導を行った場合	2,000円	
ターミナルケア療養費	適応時1回	（対象者は ※5）	25,000円	
		（対象者は ※6）	10,000円	
複数名訪問看護加算		看護職員が看護師等と同時訪問（週1日）	4,500円	
		看護職員が看護補助者と同時訪問（週3日）	3,000円	
		看護職員が看護補助者と同時訪問（厚生労働大臣が定める場合）	1日1回	3,000円
			1日2回	6,000円
1日3回以上	10,000円			
看護・介護職員連携強化加算	月1回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	2,500円	
夜間・早朝・深夜加算		早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）	2,100円	
		深夜（22：00～6：00）	4,200円	

※3 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管チューブまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※4 経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

※5 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

※6 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

1.精神科訪問看護基本療養費

		週3日まで	週4日目以降 ※1
		1日につき	1日につき
精神科基本療養費Ⅰ（同一建物2人まで）	看護師・作業療法士 30分以上	5,550円	6,550円
	看護師・作業療法士 30分未満	4,250円	5,100円
精神科基本療養費Ⅲ（同一建物3人以上）	看護師・作業療法士 30分以上	2,780円	3,280円
	看護師・作業療法士 30分未満	2,130円	2,550円
精神科基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護 ※2	8,500円	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた方

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は3回）に限り算定可能

2.訪問看護管理療養費（※当事業所は2016年4月より厚労省指定の機能強化型1ステーションとなっております）

		月の初日	2日目以降（1日につき）
訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・作業療法士	12,530円	3,000円

3.加算

24時間対応体制加算	月1回	24時間の電話相談・緊急対応等	6,400円
特別管理加算	月1回	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※3	5,000円
		上記以外 ※4	2,500円
訪問看護感染対策実施加算	初回及び30回の算定につき	感染予防策を講じた上で訪問看護を行った場合（令和3年4月から9月まで）	1,500円
情報提供療養費	月1回	精神障害を有する方又はその家族等の情報を自治体に提供した場合	1,500円
		保育所、学校教育法で規定する幼稚園、義務教育諸学校へ情報を提供した場合	
		保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合	
長時間精神科訪問看護加算	週1日	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	5,200円
	週3日	15歳未満の超重症児又は準超重症児	
		15歳未満の特別管理加算対象の方	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき	医師の指示により緊急訪問を行った場合	2,650円
退院時共同指導加算		入院・入所中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回	8,000円
特別管理指導加算		退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	2,000円
退院支援指導加算	退院当日	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	6,000円
在宅患者連携指導加算	月1回	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	3,000円
在宅患者緊急時カワルソ加算	月2回	患家に赴き医師と療養上必要な指導を行った場合	2,000円
ターミナルケア療養費	適応時1回	（対象者は ※5）	25,000円
		（対象者は ※6）	10,000円
複数名精神科訪問看護加算		看護師と看護師・作業療法士と同時訪問（1日につき）	1日1回 4,500円
			1日2回 9,000円
			1日3回以上 14,500円
		看護師が看護補助者・精神保健福祉士と同時訪問（週1日）	3,000円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	2,500円
夜間・早朝・深夜加算		早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）	2,100円
		深夜（22：00～6：00）	4,200円

※3 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管カニューレまたは留置カニューレを使用している状態にある方

※4 経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

※5 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

※6 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合